

# 相続ニュース

Vol.0079

2015年8月10日(月)

担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは？

### はじめに

相続が発生した際には、戸籍の取り寄せが必要になります。しかし、戸籍の取り寄せで、苦労した方が多いのではないのでしょうか？

### 戸籍謄本とはなにか？

戸籍謄本とは、戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。戸籍は、夫婦と未婚の子によって構成されます。夫婦と未婚の子が三人であれば、その五人全員の身分事項を証明するものが戸籍謄本になります。

### 抄本とはなにか？

戸籍抄本とは、戸籍に記載されている方のうち一人又は複数人の身分事項を証明するものです。戸籍に記載されている方が、夫婦と未婚の子が二人の場合、子一人のみの身分事項を証明しても夫婦のみの身分事項を証明してもどちらも戸籍抄本になります。

### 特定遺贈と包括遺贈

戸籍謄本と戸籍抄本で証明される身分事項について違いはありません。

相続で使う戸籍は、必ず戸籍謄本を取得するようにしてください。理由は、全部の情報が記載されているからです。

### 最後に

戸籍の取り寄せは、手際よく行っても、通常2週間以上、かかります。手間と時間がものすごくかかります。税理士、司法書士、行政書士に依頼すると3万円からで代行してくれます。手間と安全性を考えれば、プロに依頼することをおすすめします。詳細はASKまでご相談ください。

戸籍謄本のイメージ

